

消費者が喜んで
お金を出してくれる
価値ある商品売りたい！

単なる安売り競争から
脱却したい！

生産者と安定的な
取引関係を結びたい！

生産性を上げて
収益を増やしたい！

食品メーカーに、小売に、卸売市場に

農業競争力強化支援法

（流通・加工分野）

活用ガイドブック

金融
支援

その他の
支援





日本の「食」を支える皆さまの、
お役に立ちます。

この法律は流通・加工事業者とどのような関係があるのですか？

農業の更なる成長を目指すためには、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことが必要です。

一般的に農産物は、流通、加工、小売といった一連のプロセスをたどり、食卓へ並びます。本法律では、この農業者の努力だけでは実現できない流通・加工プロセスの合理化を図ることで、流通・加工事業者のみならず、農業の競争力強化を目的としています。国はその施策の一環として、以下の対象事業の再編を支援します。

※「農業の競争力」とは、農業の生産性を高め、高い収益力を確保することにより持続的な農業発展ができる力のことをいいます。

支援の対象となるのは誰ですか？

事業再編計画を国に申請し、認定を受けた方が対象となります。その対象事業は以下のとおりです。



飲食料品の卸売事業

米穀や生鮮食料品等の卸売事業者が該当します。



飲食料品の小売事業

食品スーパーなどの量販店やお菓子屋さんなどの専門店も該当します。



飲食料品の製造事業

小麦粉や牛乳・乳製品、その他食料品の製造事業者が該当します。

※ 上記業種は農産物流通・加工事業のみを示しています。農業資材事業もあります。（詳しくは、裏表紙のホームページ、もしくは連絡先へ）

■ そもそも、事業再編のメリットは？

事業再編により経営基盤が強化されます。これにより、例えば、価格中心の消耗戦から脱却し、農産物の品質・コストを踏まえた安定的で効率的な取引が可能となります。このほか、国際競争にも対応できる高い生産性の実現や販路の開拓、消費者ニーズに応えた価値ある新たなサービスや商品の開発も期待されます。

また、人口減少、高齢化といった社会的な要因や事業承継の観点からも、事業再編は有効な手段の一つです。



■ 例えば、どんな支援が受けられるのですか？

事業の再編（合併や分割、事業譲渡や譲受など）をして

新商品製造のため老朽化した施設を更新したい

生産性向上のため製造ラインを改善したい

販路開拓のノウハウを生かして海外展開したい

流通在庫をICTで一括管理したい

他事業者へ事業承継したい

資金調達などの金融支援

- 低利融資が受けられる！

日本政策金融公庫の融資

- 債務保証が受けられる！

**中小企業基盤整備機構の
債務保証**

- 海外での資金調達の保証が受けられる！

**日本政策金融公庫の
スタンバイ・クレジット**

手続きの支援

- 事業譲渡における債権者に対する催告の手続きを簡素化できる！

詳しい支援内容はP.4 をご覧ください。

計画の認定を受けるためにはどうしたらいいのですか？

計画申請から認定までの流れは以下のとおりです。事前相談から認定まで通常2ヶ月程度要しますが、スムーズに支援措置を受けるためには、申請前に幅広くお問い合わせください。



Step1. まずは気軽に相談

事業再編に興味のある方や検討中の方、申請を考えている方など、幅広いご相談に対応いたします！（連絡先は裏表紙をご参照ください。）

Step2. 事業再編計画の作成

①再編内容	以下の両方について記載してください。 ■ 合併、分割、事業の譲渡、譲受けなど ■ 新たな生産・販売方式や設備の導入など	②目標設定	1 農産物流通等の合理化※ 2 生産性の向上 3 財務内容の健全性の向上	③その他	■ 計画期間は5年以内 ■ 必要な資金の額やその調達方法 など
-------	---	-------	---	------	------------------------------------

！ 計画作成に当たっては、以下のことにもご注意ください。

・技術的、資金的に実施困難なものでないこと ・雇用の安定等に十分配慮すること ・独占禁止法に抵触しないこと など

※本法オリジナル！「**農産物流通等の合理化に関する目標**」とは？

「農産物流通等の合理化に関する目標」とは、農産物の販売コストの低減または農業経営の安定・発展につながる取組であり、例えば以下のようなものを指します。計画では、右下のように**生産者へ及ぼす効果**についても記載する必要があります。

- ①農産物の調達・販売方法の変更
- ②販売委託料等の流通サービスに係る価格の引下げ
- ③農産物の付加価値向上や消費拡大につながる新商品の開発、生産又は販売

例えば…

取組内容
地元生産者と直接取引のノウハウを持つ、食品スーパーAを、スーパーBが吸収合併。AのノウハウをいかしてB社全体として直接取引を拡大するとともに、物流を効率化。

達成目標
鮮度の高い地元の生鮮食品を販売する**地場産コーナーを拡充**したことにより、**売上高が5%増加**。

効果
・生産者と小売店舗との**直接取引量が拡大**。
・物流の効率化により、**出荷コストが低減**。

Step3. 事業再編計画の申請～認定

- 申請書様式や申請書作成支援ツールはホームページに掲載しています。（裏表紙参照）
- 申請書は事業ごとの担当課にご提出ください。（裏表紙参照）
- 国が定めた実施指針に照らし適切なものが認定されます。
- 申請書作成でお困りごとがございましたら、お気軽にご相談ください！（裏表紙参照）

※計画が認定された事業者は、計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、主務大臣に報告する必要があります。

申請に向けて
お手伝いします！



支援措置			企業の規模		支援情報	支援対象となる事業再編の取組
			中小	大・中堅		
金融支援	1	【日本政策金融公庫】 低利融資	○※	－	貸付限度額：負担額の8割 償還期限：20年以内 据置期間：3年以内 利率：年2.55～3.15% (R8.6.18)	① 施設の改良、造成もしくは取得または、それに関わる特別の費用の支出など ② 他事業者の株式の取得など
	2	【中小企業基盤整備機構】 債務保証	○	○	保証割合：借入れの50% （25億円まで） 保証期間：5年または10年	運転資金や設備投資・設備廃棄等に必要な資金の借入れ等に対する債務保証
	3	【日本政策金融公庫】 信用状の発行 (スタンドバイ・クレジット)	○	－	保証限度額： 1法人当たり4億5千万円	① 海外現地法人と共同で、海外で事業再編を実施する場合における資金調達を支援 ② 海外金融機関に対し信用状を発行
その他	4	事業譲渡における 債権者に対する催告の 手続きの簡素化	○	○	事業譲渡による債務移転の際に必要な債権者の同意について、認定事業者が債権者へ一括で通知し、一定期間内（1ヶ月以上）に返答がなければ、同意があったものとみなし、債務移転が可能となる。	

※ （株）日本政策金融公庫の融資対象となる中小企業（事業別）
食品製造業：資本金3億円以下又は従業員300人以下
食品卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下
食品小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

○ で囲んでいる支援策は、産業競争力強化法にはない支援策です。

よくあるご質問

ホームページでは、他のQ&A もご覧いただけます！

Q1 大企業でも認定を受けられますか？

A 大企業も認定を受けることができます。
ただし、中小企業限定の支援策もありますので
上記の支援一覧をご確認ください。

Q2 合併を考えていますが、
いつまでに計画を申請すれば良いですか？

A 事前相談から認定まで約2ヶ月程度を要します。
認定手続を円滑に行うため、最低でも2ヶ月前には事前
にご相談願います。なお、認定前に再編や投資を実施した場合、支援措
置は受けられません。

Q3 認定を受けると公表されますか？

A 認定された計画は公表されます。
ただし、申請書と添付資料のすべてが公表されるわけではなく、公表されるのは申請書
本文の一部です。また、企業秘密に該当する部分などは公表資料から
除くこともできますので、ご相談ください。

Q4 他社を買収する場合、
融資を受けられますか？

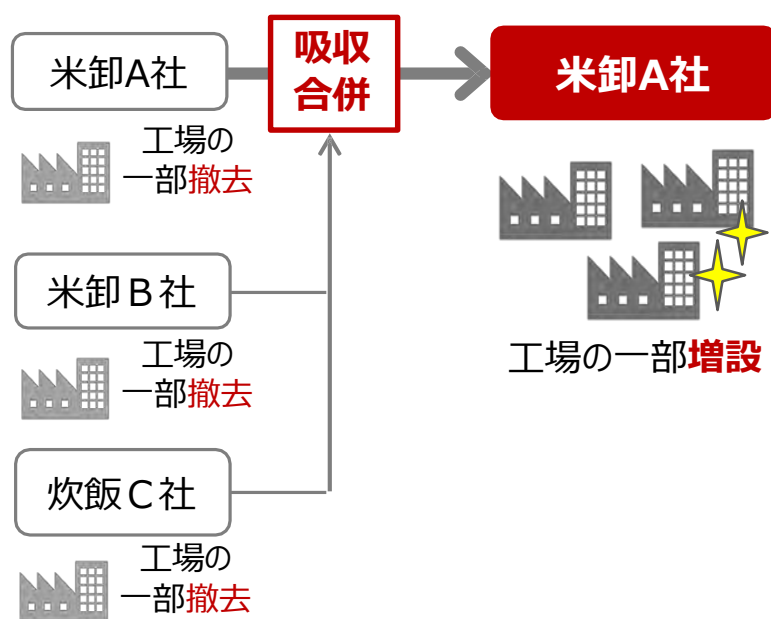
A 他の事業者の株式等の取得、他の事業者との資本提携に
よる支配関係の構築のためであれば、融資対象になります。
詳しくは公庫までご相談ください。（要審査）

Q5 1社のみの取組で認められる、事業再編はありますか？

A 事業再編の種類のうち、保有する施設の相当程度の撤去または、設備の相当程度の廃棄については、
1社単独でも取り組めるものであり、実施指針に定める要件を満たせば認められます。

Point1：事業再編の内容と新たな取り組み

Point2：流通等の合理化や



case

1

米卸業者が収益力向上のため関連業者と合併

Point1：米卸業者A、B社、炊飯業者C社は、精米から炊飯まで一貫して行うことで付加価値を高め、収益力の向上を図りたい。そこでA社がB社・C社を吸収合併して、3社の老朽化した工場を撤去し、存続する工場を増設。さらに、ICTを活用した次世代基幹システムを導入。

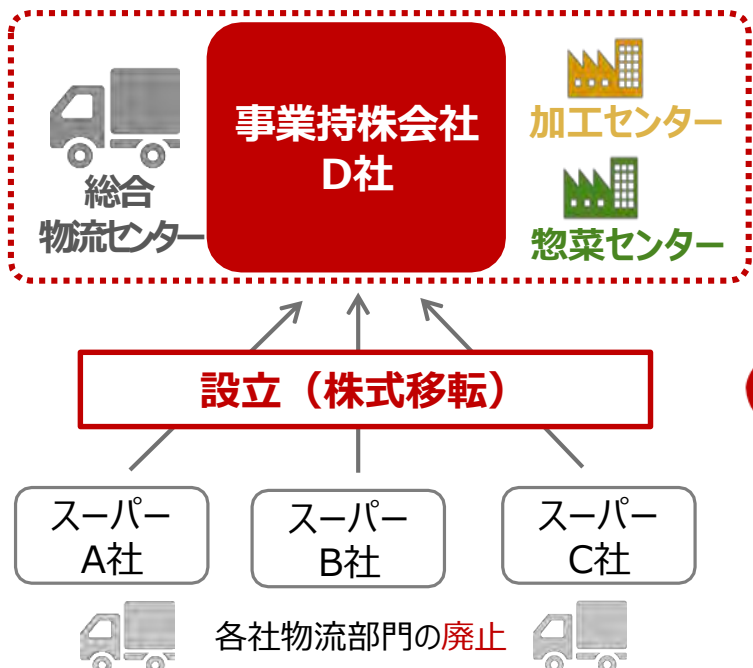
Point2：高品質の製品製造が可能となり、大手量販店や業務用ユーザーとの取引が拡大。

Point3：実需者との価格交渉力を強化したことで、生産者との取引価格の引上げと長期の契約取引が可能に。

お得

【支援活用例】

- 存続する工場を増設の資金として**公庫の融資**を活用できます。（公庫の融資はA社が中小企業者である場合に限りま。）
- ※ 同業者のみの吸収合併や単一の事業者内の流通合理化の取組でも、実施指針の要件を満たせば、支援を活用できます。



case

3

食品スーパーが物流の効率化等により、
物流・販売コストを削減

Point1：食品スーパーA、B、Cの3社は、人口が減少する中、物流の効率化等により物流、販売コストを削減し、生産性の向上を図りたい。3社は、株式移転により事業持株会社D社を設立し、D社のグループ子会社に。3社がそれぞれ所有していた物流施設に代わるものとして総合物流センターを建設するとともに、加工センター・惣菜センターを建設して、それぞれに最新設備を導入。グループ各社が共同の物流システム等を利用。また、人手不足を解消するため、セミセルフレジの導入など設備投資も充実。

Point2：物流システム等の共有により物流コストの削減、販売量増加に成功。

Point3：物流、販売コストの削減により、生産者との取引価格の引上げと長期の契約取引が可能に。

お得

【支援活用例】

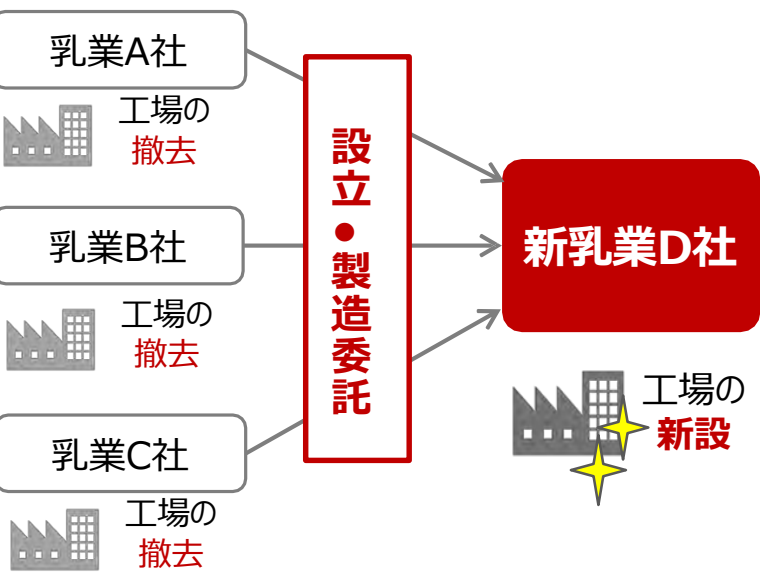
- D社による総合物流センター等の建設資金として**公庫の融資**を活用できます。

生産性向上など

Point3：生産者へ及ぼす効果
（農産物流通等の合理化による）

case

2 乳業メーカーが中核企業を設立して協業体制を構築



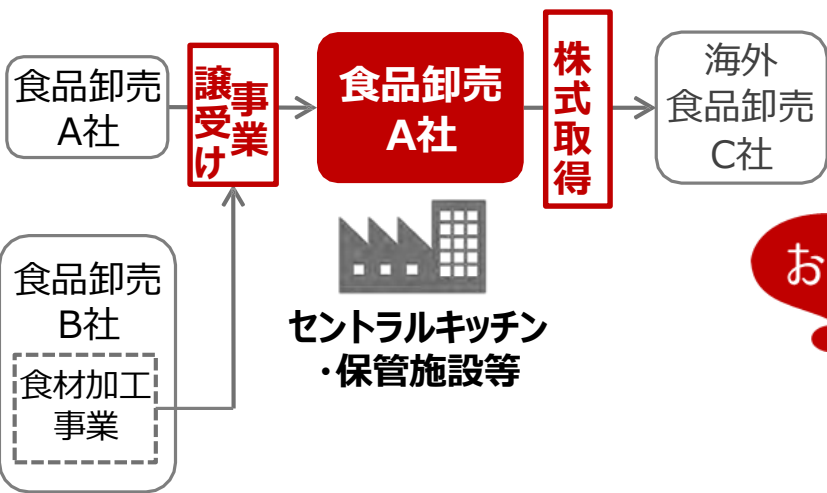
- Point1**：工場稼働率が低い乳業A、B、Cの3社は、乳業A社を核とする新乳業D社を設立。衛生対策を更に高めた新鋭工場を建設。あわせて、老朽化した工場を撤去。
- Point2**：A、B、Cの各社はそれぞれ販売や製品開発を維持しつつ、D乳業に製造を委託することにより、人手不足を解消し、かつ、衛生対策が向上した自社ブランドを維持。また、工場の稼働率向上等により生産性が向上。
- Point3**：生産性の高い新工場の長期安定的な稼働により、乳業者の経営基盤を強化し、生乳を出荷する酪農家の経営安定に貢献。

お得

【支援活用例】（強い農業づくり交付金に加えて）
■ 新たに設立する工場の資金として**公庫の融資**を活用できます。

case

4 食品卸売事業者が自ら加工した食品を海外に販売



- Point1**：食品卸売事業者A社は、海外への販路拡大により、収益構造の強化を図りたい。そこでB社の食材加工事業を譲受けし、空港近くにセントラルキッチン、保管施設等を建設。また、生産者との契約栽培により仕入れた農産物を一次加工等し、アジア各国へ航空便・船便で輸出。さらに、A社は海外卸売事業者C社の株式を取得して業務提携し、C社のコールドチェーン化された物流網を活用して、加工食品を現地の小売、外食へ販売。
- Point2**：海外での販路拡大により、売上高が向上。
- Point3**：直接取引・契約栽培により、生産者の経営安定に貢献。

お得

【支援活用例】
■ A社によるC社の株式取得資金として**公庫の融資**を活用できます。
■ C社が海外金融機関から現地通貨建て融資を受けるに当たり、公庫による**債務保証（スタンドバイ・クレジット）**を活用できます。（C社がA社の外国関係法人である場合に限り。）

他にも役立つサービスを用意しています！

全国の多様な流通業者の取引条件等を「見える化」し、生産者が有利な出荷先を比較・検討でき、流通業者等とマッチングするシステム「**agreach（アグリーチ）**」



生産者

卸売市場

バイヤー

三者で相互に「見える化」し、双方向のマッチングと連携を支援！

ホーム画面

検索画面



サイト運営：流通経済研究所

- 事業者の登録料は無料！
- 検索した事業者の情報（生産品目や地域など）を閲覧できる！
- 最適の取引先を見つけてファーストコンタクトまでできます！

ぜひ一度ご覧ください！

アグリーチ

検索



更に詳しく知りたい方はこちら

- ホームページにも情報を掲載しています！
関係法令やQ & Aなど、ご覧いただけます。

農業競争力強化支援法

検索



- 農産物流通・加工関係の事業再編、支援についてのお問い合わせ先



支援法あれこれ相談窓口 TEL 03-6744-2065

（農林水産省 新事業・食品産業部 企画グループ）

□ 事業ごとのお問い合わせ先

食品製造	農林水産省 新事業・食品産業部 食品製造課	03-6744-7180
卸売市場	農林水産省 新事業・食品産業部 食品流通課 卸売市場室	03-3502-8237
加工食品卸	農林水産省 新事業・食品産業部 食品流通課	03-6744-2070
食品小売	農林水産省 新事業・食品産業部 食品流通課	03-3502-7659
惣菜製造等	農林水産省 新事業・食品産業部 外食・食文化課	03-6744-2053
食肉加工	農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課	03-3502-5989
牛乳・乳製品	農林水産省 畜産局 牛乳乳製品課	03-6744-2128
米卸	農林水産省 農産局 穀物課	03-6744-1392
製粉	農林水産省 農産局 貿易業務課	03-6744-1253
製糖等	農林水産省 農産局 地域作物課	03-3502-5963
酒類	国税庁 課税部 酒税課	03-3581-4161

□ 各支援機関のお問い合わせ先
（支援法関係）

独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）	03-5470-1575
株式会社日本政策金融公庫（公庫）	0120-154-505

農業資材関係の全体窓口：農林水産省 農産局 技術普及課 生産資材対策室 TEL 03-6744-2186

- このガイドブックに関するお問い合わせ先
農林水産省 新事業・食品産業部 企画グループ
- 所在地 東京都千代田区霞が関 1-2-1
tel. 03-6744-2065

Ver.6（令和8年6月作成）